

議案番号	件名	概要	審議結果
-	議案の訂正について	議案第68号御前崎市ふるさと交流拠点施設設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法に抵触するおそれがある条文を削除するもの	全員一致で承認
発議第11号	御前崎市議会議員の政治倫理に関する決議について	御前崎市議会議員の政治倫理に関する基本的な事項を定めることにより、議員の政治倫理のより一層の向上を図り、もって市民に信頼される議会づくりを進め、市政の健全な発展に寄与することを目的として決議するもの	全員一致で可決

※なお、本定例会において、賛否が分かれた議案はありませんでした。

発議第11号 御前崎市議会議員の政治倫理に関する決議



御前崎市議会議員の政治倫理に関する決議

御前崎市議会は、議会基本条例（平成28年3月施行）を定め、議員一人ひとりが応分の責任と倫理、品位と見識をもって活動することを旨としている。

我々議員は、市民の厳粛な信託により、市民の代表として市政に携わる権能と責務を有することを深く認識し、公正、誠実、清廉を基本とし、厳しい倫理意識に徹して、その使命の達成に努めなければならない。

よって、御前崎市議会は、ここに「御前崎市議会議員政治倫理規程」を定め、次に掲げる政治倫理基準を遵守することを決意する。

- 一、市民全体の代表者として、その品位を損なうような一切の行動を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれる恐れのある行為をしないこと。
- 一、政治活動に関して、政治的、又は道義的な批判を受ける恐れのある寄附をしない、かつ受け取らないこと。
- 一、市が行う許可その他の処分、行政指導、請負その他の契約又は補助金等の交付決定に関し、特定の個人、企業、団体等のために有利又は不利な取り扱いをするよう働きかけをしないこと。
- 一、市職員の採用、昇格及び異動等に不当な関与をしないこと。
- 一、市職員の公正な職務の遂行を妨げ、又は当該職員の権限若しくは地位による影響力を不正に行使するよう働きかけをしないこと。
- 一、議員の発言又は情報発信は、確たる事実に基づいて行うこととし、虚偽又は誹謗中傷に類する発言又は情報発信により他人の名誉を毀損しないこと。
- 一、ハラスメントが個人の尊厳を傷つける人権侵害であることを自覚し、いかなる場合であってもハラスメントをしないこと。

以上、決議する。

令和6年12月23日

御前崎市議会